

○阿波市空き家財道具等処分費補助金交付要綱

平成29年6月21日  
阿波市告示第75号

(趣旨)

第1条 この告示は、移住定住促進による地域の活性化を図るため、利用希望者が空き家に入居する場合、当該空き家内家財道具等の処分に要する経費に対し、予算の範囲内において阿波市空き家財道具等処分費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、阿波市補助金交付規則（平成17年阿波市規則第38号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 阿波市空き家情報登録制度要綱（平成20年阿波市告示第1号）第4条の規定により阿波市空き家情報登録制度に登録している空き家をいう。
- (2) 利用希望者 阿波市空き家情報登録制度要綱第7条の規定により利用希望者登録をしている者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 空き家の所有者
- (2) 空き家の賃貸借契約又は売買契約を締結した利用希望者で、1年間以上阿波市へ定住する意思のある者
- (3) 市長が特別な事情があると認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象としない。

- (1) 市税等の滞納のある者
- (2) 同一世帯の者も含め、過去にこの告示による補助金の交付を受けたことがある者
- (3) 申請者が入居（予定）者の場合、空き家所有者の家族（配偶者、子、父母、孫及び祖父母）である者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者

(補助対象物件)

第4条 補助金は、賃貸借契約又は売買契約が成立した空き家に限り予算の範囲内で交付する。

(交付対象経費)

第5条 補助金の交付対象経費は、空き家に残存する家財道具等の処分又は搬出に要する経費（ごみ

処理手数料、収集又は運搬料金、特定家庭用機器リサイクル料金、廃棄物処分業者等に委託して家財道具等を処分する場合における委託費等)とする。

2 家財道具等の処分又は搬出を委託する場合には、委託先は、市内業者に限るものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内で、交付対象経費の2分の1に相当する額とし、10万円を上限とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

3 補助金の交付は、同一空き家及び同一申請者(同居人を含む。)に対して1回を限りとする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、阿波市空き家家財道具等処分費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し

(2) 空き家所有者の家財道具等処分承諾書(様式第2号)(賃貸借契約の場合の利用希望者のみ)

(3) 納期が到来している市税等の滞納がないことを証する書類(阿波市外に居住する申請者のみ)

(4) 処分する家財道具等の箇所及び内容の詳細が分かる書類

(5) 処分費用の見積書

(6) 処分前の現場写真

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、補助金の交付申請があったときは、当該交付申請についてその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに阿波市空き家家財道具等処分費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第9条 前条の規定による補助金の交付決定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ阿波市空き家家財道具等処分費補助金変更等承認申請書(様式第4号)を提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金の交付申請の主要な内容を変更しようとするとき。

(2) 補助金の額を増額しようとするとき。

(3) 補助金の交付対象となる家財道具等の処分が予定の期間内に完了しないとき又はその遂行が困難となったとき。

2 市長は、前項に規定する変更等承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、阿波市空き家家財道具等処分費補助金変更等承認(不承認)決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第 10 条 交付決定者は、補助金の交付対象となる家財道具等の処分が完了したときには、当該補助対象事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、阿波市空き家家財道具等処分費補助金実績報告書（様式第 6 号）に次の各号に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 処分に要した経費の内訳を確認することができる書類及び領収書の写し

(2) 補助金の交付対象となる家財道具等の処分の実施後の写真

(3) 市長が特に必要と認める書類

(完了検査及び交付額の確定)

第 11 条 市長は、前条の規定による報告を受け、速やかに検査を行い、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、阿波市空き家家財道具等処分費補助金交付額確定通知書（様式第 7 号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 12 条 市長は、交付決定者からの阿波市空き家家財道具等処分費補助金交付請求書（様式第 8 号）の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第 13 条 市長は、補助金の交付を受けた者が、この告示に違反し、又は不正の手段により補助金の交付を受けた場合は、当該補助金の交付決定を取り消し、阿波市空き家家財道具等処分費補助金交付取消通知書（様式第 9 号）により通知し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第 14 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年7月1日から施行する。